

平成26年度 検証結果報告書(山口大学)「改善に向けた意見」への対応について

事項	改善に向けた意見	対応(案)
I. 規程及び体制等の整備状況		
2. 動物実験委員会	<p>これまでは、農学部動物実験委員会および小串地区動物使用委員会(医学部)が組織され、それぞれの地区における旧来の規程等にしがいが活動していたが、今後は、学長や全学の動物使用委員会の下で、全学規則等に則した各地区の動物使用委員会を組織し、活動するよう早急な改善を求める。</p> <p>また、動物使用委員会が基本指針の動物実験委員会に該当することを「国立大学法人山口大学における動物使用に関する規則」に明記することが望まれる。</p>	<p>平成26年度中に山口地区動物使用委員会及び宇部地区動物使用委員会を組織し、全学規則に則した活動を行う体制に移行した。各委員会の構成員について、ホームページに公表した。</p> <p>「国立大学法人山口大学における動物使用に関する規則」第5条の一部改正を行う。</p>
3. 動物実験の実施体制	<p>これまでの農学部と医学部に置かれた委員会による審査体制から、新しい規則等に則った体制に速やかに移行することを検討されたい。</p>	<p>平成26年度中に山口地区動物使用委員会及び宇部地区動物使用委員会を組織し、全学規則に則した活動を行う体制に移行した。</p>
5. 実験動物の飼養保管の体制	<p>新しい体制は整備されたばかりであり、一部の地区ではその周知が不十分なおそれがあるので、指導を繰り返し体制の整備を徹底されたい。</p>	<p>平成26年度中に学内の全部局に対して飼養保管施設及び動物処置室の設置申請を行うよう周知し、各地区の動物使用委員会において申請のあった各施設の審査を行った。また、飼養保管施設の管理者に対してマニュアル及び管理記録のフォーマットを提示し、適切な施設管理を行うよう周知した。</p>
6. その他	<p>山口大学では、「国立大学法人山口大学における動物使用に関する規則」が平成22年12月に改正施行された後も、この全学規則による体制でなく、農学部および医学部がそれぞれ定めた指針および規則による旧来の体制を継続してきた。旧来の体制は基本指針に大きく逸脱するものではないが、平成26年4月に施行された各地区動物使用委員会規則等に則した動物実験実施体制を速やかに構築し移行することを強く望む。</p>	<p>平成26年4月に制定した各地区動物使用委員会規則に則した動物実験実施体制を構築するため、動物使用計画書やその他の申請様式を統一化し、全学的な周知を行った。</p>

II. 実施状況		
1. 動物実験委員会	全学の動物使用委員会の下に地区動物使用委員会、さらにその下に審査委員会を速やかに設置し、活動することを検討されたい。また、地区により新制度に関する周知度に格差があるので、指導を繰り返し、新制度による活動を徹底されたい。	各地区動物使用委員会及び動物使用審査委員会を設置し、山口地区及び宇部地区で同じ構造の委員会組織で審査を行う体制に移行した、また、新しい様式の動物使用計画書による申請を周知徹底し、旧様式の動物使用計画書を廃止した。
2. 動物実験の実施状況	平成26年度より施行された規則等に基づく地区動物使用委員会を組織し、新たな審議システムを立ち上げるとともに、審議結果を全学の動物使用委員会から学長に答申することを検討されたい。	平成26年度中に全学の動物使用委員会の下に設置した各地区動物使用委員会で動物使用に関する審議を開始した。また、全学的な委員会による審議体制に移行したことから、動物使用計画及び飼養保管施設・動物処置室の設置申請に関する審議結果について、定期的に学長に答申する体制を整えた。
4. 実験動物の飼養保管状況	新しい制度に基づき、すべての飼養保管施設を把握するとともに、毎年度の飼養保管状況の報告を徹底されたい。	飼養保管施設の設置申請を全部局に義務づけた。また、申請のあった飼養保管施設は各地区動物使用審査委員会が現地確認を行い、施設の把握に努めた。また、毎年度の飼養保管状況について、様式を提示して報告を求めた。
5. 施設等の維持管理の状況	新しい制度に基づき、すべての飼養保管施設を把握し、維持管理状況について確認されたい。	
7. 自己点検・評価、情報公開	情報公開項目に関しては「動物実験に関する情報公開に関する更なる取組について」(国立大学法人動物実験施設協議会、公私立大学実験動物施設協議会)の要請に基づき、公開項目を充実されたい。また、本検証結果についても速やかに公開されたい。	「動物実験に関する情報公開に関する更なる取組について」で要請された内容に基づき、本学のホームページで公開する情報を充実した。
8. その他	平成26年4月に施行された各地区動物使用委員会規則等に則った動物実験実施体制を速やかに構築し、学長や全学の動物使用委員会の指導のもとに、各地区の動物使用委員会が協力・連携して動物実験の実施体制を整備されたい。	平成26年度中に規則整備を行った各地区委員会規則等に基づき、本学における適正な動物使用実施体制を構築した。特に山口地区における実施体制の強化・充実を図るため、実験動物に関する新しい施設を設置するなどの体制整備を進めている。